

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ガーナ	ガーナ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とガーナ共 和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2019.2.13 アクラで (同日)	日本側 姫野勉在ガーナ大 使 ガーナ側 シェリ・アヨコ ・ボチュウェイ外務・ 地域統合大臣	2019.2.26 43号
ガーナ	人材育成奨学計画（三年型）の ための贈与に関する日本国政府 とガーナ共和国政府との間の交 換公文	人材育成奨学計画（三年型）を実施するために必要な 役務の購入	149,000千円 2025.12.31まで	2019.7.17 アクラで (同日)	日本側 姫野勉在ガーナ大 使 ガーナ側 チャールズ・A ・オリイレトワ外務・地 域統合副大臣	2019.8.2 108号
ガーナ	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とガーナ共 和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	269,000千円 2027.12.31まで	2019.10.4 アクラで (同日)	日本側 姫野勉在ガーナ大 使 ガーナ側 シェリ・アヨコ ・ボチュウェイ外務・ 地域統合大臣	2019.11.1 192号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。